

第 6 1 号議案

損害賠償の額の決定について

下記の事件に関し損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 1 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

記

1 事件の概要

令和 4 年 3 月 2 日午後 2 時頃、豊川市篠東町西宮 3 番 5 地先の市道において、職員の運転する自動車が方向転換をしようとしたところ、運転操作を誤り相手方の住宅に衝突し、住宅の外壁及び給湯設備等が破損したもの

2 損害賠償の額

1, 8 1 0, 8 8 6 円

3 損害賠償の相手方

豊川市在住の 3 0 代男性